

# 商品概要説明書

(2024年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・相続定期預金Ⅱ 家族へのマネーパス
2. ご利用できる方	・次の①～②すべてに該当する個人のお客さま ① お申込日において相続手続完了後2年以内かつ相続にて資金をお受け取りの方 ② 当行所定のライフプランアンケート（裏面）をご提出いただいた方
3. 預入期間	・3ヵ月、1年、2年
4. 取扱期間	・2024年4月1日から2025年3月31日まで
5. 預入方法	・相続により取得した金額の範囲内で500万円以上、1円単位でお預入れできます。
6. 払戻方法	・その定期預金をお預入れいただいた営業店の窓口にて、満期日以後に元金と利息を一括して払戻します。
7. 利息 (1)適用金利  (2)利息支払 (3)計算方法 (4)課税	・お預入時の利率(預入金額1,000万円未満はスーパー定期、1,000万円以上は大口定期の3ヵ月ものの店頭表示利率+年0.65%または、1年ものの店頭表示利率+年0.20%または、2年ものの店頭表示利率+年0.25%)を満期日まで適用します。(固定金利) ・金利の上乗せは初回満期日までの1回に限ります。自動継続をご利用の場合、継続後は継続日時点の店頭表示利率を適用します。 ・満期日経過後に解約するときは、満期日から解約日までの利率は解約日の普通預金利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。 ・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)となります。(※) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。
8. 中途解約時の 取扱い	・やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた別表に定める中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払戻します。
9. 預金保険の適用	・適用されます。(1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. ご留意事項	・上限金額100億円に達した時点で、新規のお取扱い中止および上乗せ金利優遇内容の変更をすることがあります。 ・「相続金受取口座の預金通帳」、「遺産分割協議書の写し」等の相続金受取金額が確認できる資料をご提示いただきます。 ・相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預入れいただけます。 ・既に当行にお預入れの相続人さま名義の(相続によらない)預金でのお預入れはできません。 ・資産運用パック(相続金コース)と同時に申し込むことはできません。 ・ただし、資産運用パック(相続金コース)の円定期預金預入額と「相続定期預金Ⅱ」の預入額との合計金額が相続により取得した金額を超える扱いや、資産運用パック(相続金コース)の円定期預金満期金による「相続定期預金Ⅱ」の作成はできません。
11. その他参考となる事項	・自動機(ATM)でのお取扱いはできません。 ・金利情勢等に伴い、お客さまに事前の通知なく、新規・継続のお取扱い中止および上乗せ金利等優遇内容の変更をすることがあります。

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会  
連絡先：全国銀行協会相談室  
電話番号 0570-017-109 または 03-5252-3772